令和５年度における教職員の懲戒処分の状況について

１　報告期間

令和５年９月１日から同年１２月３１日まで

２　概　　要

　　期間中、１５件（１９名）の懲戒処分を行った。※［　］内は前年同期の数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校種別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 高等学校 | ２［２］ | ２［０］ | ３［６］ | ２［２］ | ９［１０ ］ |
| 支援学校 | ０［１］ | ０［１］ | ０［１］ | １［０］ | 　１［ ３ ］ |
| 中学校 | １［１］ | ０［２］ | ５［１］ | ０［０］ | 　６［ ４ ］ |
| 小学校 | ０［０］ | ０［０］ | ２［１］ | １［０］ | 　３［ １ ］ |
| 合　計 | ３［４］ | ２［３］ | １０［９］ | ４［２］ | １９［１８ ］ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行為態様別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 一般服務関係 | ２［０］ | １［１］ | ８［３］ | ２［１］ | １３［ ５ ］ |
| 公金公物関係 | ０［０］ | ０［１］ | １［４］ | ０［０］ | 　１［ ５ ］ |
| 公務外非行関係 | １［４］ | １［１］ | １［０］ | ０［１］ | 　３［ ６ ］ |
| 交通法規違反等 | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | 　０［ ０ ］ |
| 管理監督責任 | ０［０］ | ０［０］ | ０［２］ | ２［０］ | 　２［ ２ ］ |
| 合　計 | ３［４］ | ２［３］ | １０［９］ | ４［２］ | １９［１８］ |

（１）一般服務関係…１１件（１３名）

①欠勤…１件（１名）

・　府立支援学校　男性講師（２３歳）『戒告』

　　　講師は、令和５年４月から８月末までの間において、事前に申請することなく勤務を休み、事後に申請しようとした際に、休暇の残日数が足りず、合計２日１時間40分の欠勤が生じた。

　[管理監督責任]

　　　准 校 長（５１歳）　厳重注意

教　　頭（４４歳）　厳重注意

②職務専念義務違反…１件（１名）

・　南河内郡町村立中学校　男性首席（４２歳）『減給１月』

　　　平成30年４月から令和３年９月までの間、勤務時間中に学校周辺や校舎

内の更衣室で計472回、39時間15分喫煙を行った。また、平成31年４月か

ら令和２年３月までの間、管理職や他校の教員に対して不適切な言動を行

った。

　[管理監督責任]

　　　校　長（５３歳）　厳重注意

③生徒へのわいせつ行為等…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（５０歳）『免職』

　　　　教諭は、前任校で勤務した平成２９年夏頃から平成３０年３月頃にか

けて、好意を持った同校の女子生徒１名とキスやハグをする、身体を触

る等の行為を行った。

　　　　また、平成３０年４月に現任校へ異動後、令和２年３月頃までの間に

かけて、同生徒と私的に会ってみだらな行為を行った。

④生徒へのセクシュアル・ハラスメント…２件（２名）

・　府立高等学校　男性教諭（６０歳）『免職』

　　　教諭は、令和３年度及び令和４年度において、少なくとも９名の女子生

徒に対し、授業中などに身体的接触などのセクシャルハラスメント行

為を日常的、複数回にわたって行った。

　　　また、その後、職務命令に反し、被害生徒や保護者に電話やメールを繰

り返し行うなどの不適切な言動等を行った。

　[管理監督責任]

　　　准 校 長（４２歳）　厳重注意

元准校長（６０歳）　訓　　告

・　府立高等学校　男性教諭（３８歳）『停職３月』

　　　令和２年度から令和３年度にかけて、部活動指導中や授業中に、複数の

部員や生徒に対し、不適切な発言や行為を行った。また、令和４年４

月から12月までの間、女子生徒６名に対し、少なくとも７回、教室で身体

的接触などセクシャルハラスメント行為を行った。

　[管理監督責任]

　　　校 長（６４歳） 厳重注意

前教頭（５９歳） 戒　　告

前教頭（５３歳） 戒　　告

⑤生徒への不適切な言動…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（３４歳）『減給１月』

　　　令和３年８月から令和５年７月までの間、勤務校の女子生徒１名と、勤

務時間中を含めて、SNSで私的なやり取りを合計499回、通話を約１時間30

分行ったほか、校内で複数回にわたり私的にプレゼントや手紙を渡しあう

などの不適切な行為を行った。

　[管理監督責任]

校　長（５９歳）　訓告

⑥生徒への体罰…１件（１名）

・　市立小学校　男性教諭（４０歳）『減給１月』

　　　校外活動の活動中、小学５年生の男子児童に対し、児童の左肩の服を掴

んで自分の後方へ投げ倒す、また、倒れた児童の服を掴んで引っ張り上げ

る体罰を行った。

　[管理監督責任]

　　　校　長（６０歳）　厳重注意

　　　　 教　頭（４４歳）　訓　　戒

⑦いじめ事案への不適切な対応…１件（２名）

・　市立中学校　男性教諭（２９歳）『減給６月』

　　市立中学校　男性校長（５０歳）『減給１月』

教諭は、生徒らの面前で、いじめを助長する発言をしたほか、自身もい

じめ被害を受ける生徒の臀部を複数回蹴った。また、その後に事実を告げ

ず虚偽の説明をした。

校長は、教諭からの説明を受け、詳細な事実確認を怠るなど不適切な対

応を行った。

⑧営利企業従事制限違反等…１件（１名）

・　市立小学校　男性教諭（３５歳）『減給３月』

　　　インターネット上での私的なライブ配信活動において、令和２年11月か

ら令和３年１月までの３か月間、事前に許可を得ることなく、視聴者から

収益対象アイテム（投げ銭）を受け、合計約９万円の金銭的利益を得た。

また、同配信中、視聴者に対し不適切な言動を行った。

⑨守秘義務違反…１件（１名）

・　市立中学校　男性教諭（４０歳）『減給３月』

　　　令和４年６月頃から７月にかけて、生徒指導に係る書類を写真に撮り、

既に退職した元同僚教員に対してLINEで送信した。また、勤務時間中に複

数回にわたり、当該の元同僚教員とLINEで私的なやりとりを行った。

⑩倫理規定違反等…１件（２名）

・　市立中学校　男性教頭（４５歳）『減給６月』

市立小学校　男性首席（４２歳）『戒　　告』

　　　教頭は、平成28年から令和３年にかけて、合計６回、利害関係者と一緒

に食事やゴルフに行く、無料送迎を受ける等行った。また、令和２年度教

科書採択期間中、調査員にもかかわらず非公式で利害関係者と接触を行い、

採択の公正性を害した。さらに、平成29年度から令和３年度にかけて、虚

偽の出張申請を行い、旅費を不正受給した。

　　　首席は、令和元年度の小学校教科書採択の期間中、調査員の立場で利害

関係者と会食を行い、その費用約９千円の提供を受けた。

（２）公金公物関係…１件（１名）

①通勤手当の不正受給…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（４７歳）『減給１月』

　令和４年５月から令和５年６月の１年２か月間、公共交通機関を利用す

る通勤認定を受けていたにもかかわらず、認定外の自動車や徒歩で通勤を

行い、通勤手当を不正に受給した。

　また、自動車を利用したにもかかわらず、公共交通機関を利用したとし

て、虚偽の出張申請を計６回行った。

（３）公務外非行関係…３件（３名）

①遺失物横領…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（３９歳）『減給３月』

　令和５年８月、大阪市内の商業施設内で、ワイヤレスイヤホンが

落ちているのを見つけて拾い、その後約３週間、届出を行うことなく所持

し、紛失届を受けていた警察から任意同行を求められ事情聴取を受けた。

　　②児童買春…１件（１名）

　　　・　市立中学校　男性教諭（３１歳）『免職』

　　　　　　令和４年12月から令和５年５月にかけて、計６回、SNSで知り合った女

子高校生に対し、現金を渡して児童買春を行った。

　　③盗撮…１件（１名）

　　　・　府立高等学校　男性教諭（２９歳）『停職６月』

　　　　　　令和５年10月28日、JR大阪駅構内の上りエスカレータで、自分の前にい

た女性のスカート内に自身のスマートフォンを差し入れ、動画で盗撮を行

った。

３　府教委の主な取組み

○ 令和４年度に盗撮、児童買春、児童に対するわいせつ行為等の事案が多数生起したことを踏まえ、府立学校校長・准校長及び希望する市町村立学校の校長を対象に、令和５年１０月２５日から同年１１月３０日までの期間、「不祥事防止に関する研修会」をＷｅｂ形式で実施し、講師の心理士より不祥事に係る心理的背景や心理的アプローチの方法など、不祥事につながる行動を抑止するための方法等について講義を行った。

　〇　令和５年１２月、府立学校長・准校長及び市町村教育委員会教育長あて、わいせつ行為、ハラスメント、体罰等の不祥事の根絶に向けて、「教職員の綱紀の保持について（通達・通知）」を発出した。

通達には、直近に発生した懲戒処分事例（概要、発覚の経緯、動機、処分内容）を添付し、事例毎に「チェック項目」を設け、研修等での活用を指示した。

また、性犯罪・性暴力等について、令和５年６月の刑法改正、法律・条例等での禁止行為や罰則等、懲戒処分等の対象になる場合の例示を示し、教職員一人ひとりが、不祥事を他人事とせず、自分自身の意識や行動を見つめなおし、自覚ある行動をとることが必要であると明記し自律を求めた。

○　あわせて、必携資料「不祥事『０（ゼロ）』に向けて」を送付し、「懲戒処

分とその影響」についての一覧を掲載するとともに、懲戒処分によって、給

与面や期末手当に影響が及ぶことや、教員免許状が失効する場合もあること

について示し、教職員への注意喚起を促した。